

## 一般廃棄物収集運搬業許可取消処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）  
第 7 条の 4 第 1 項第 4 号の規定に基づき一般廃棄物収集運搬業許可を取消しました。

**1 事業者** 株式会社フジイ 加東市吉馬 1788 番地の 1

### 2 許可の内容

- (1) 一般廃棄物収集運搬業（ごみ）
- (2) 一般廃棄物収集運搬業（し尿）
- (3) 一般廃棄物収集運搬業（浄化槽汚泥）

**3 取消処分日** 10 月 1 日（月）

**4 許可取消日** 10 月 3 1 日（水）

### 5 許可取消理由

兵庫県知事が株式会社フジイに対して、産業廃棄物処理業および特別管理産業廃棄物処理業の許可取消処分に係る聴聞通知を行ったところ、当該事業者は、兵庫県知事  
がその処分をする日又は処分をしないこと決定する日までの間に、事業の全部の廃止  
の届出をしたこと。（法第 7 条第 5 項第 4 号ホに該当し、法第 7 条の 4 第 1 項第 4 号  
を適用するに至ったため）

**問い合わせ先** 三木市市民生活部生活環境課  
電話 0794-82-2000（内線 2380）